

固定資産台帳の整備について

(1) 公会計タスクフォースの設置について

本市は新公会計制度によるバランスシートをはじめとした財務 4 表を平成 21 年度秋に公開するため、公会計改革研究プロジェクトを設置し、準備を進めた結果、最大の課題は、各部局が管理する固定資産等のデータを財務 4 表へ反映するための資産台帳の整備であることが判明した。この台帳の整備にあたって、先進市の事例等に鑑み、専任の職員が集中的に作業にあたることが効率的、合理的であるものと思われた。

この事務を効率的、合理的に処理するため、公会計改革研究プロジェクトのメンバーを中心に担当職員を選出し、平成 20 年 7 月 1 日から 9 月末の 3 ヶ月間、期間限定で、「公会計改革タスクフォース」を設置することとした。

【業務】

◇資産台帳の整備

- ・各部局が管理する全ての固定資産等を洗い出し、新公会計制度の基準に基づく価額算定を行うとともに、現在価額（開始時簿価）を記載した資産台帳を整備し、財務書類の 4 表の基礎データとなる開始バランスシートを作成する。

◇その他の公会計改革に係る研究

- ・財務書類作成要領等の作成やその他、公会計改革にかかわる取り組みについて公会計研究プロジェクトと連携し推進する。

【設置期間】

◇期間限定で短期・集中的に活動する。

設置期間：平成 20 年 7 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日 （3 ヶ月間）

【組織】

◇この組織は、公会計改革のうち、資産台帳の整備を中心に改革の推進役となるものであり、財政部経営改革推進室に担当職員 3 名を配置する。ただし、執務は財政課で行う。

◇担当職員は経営改革推進室長の指揮監督下に入る。

◇タスクフォースにかかる時間外勤務手当では財政課で対応する。

【協力体制】

◇各部局は、タスクフォースからの協力要請に対しては全面的に協力する。

習志野市公会計改革タスクフォース設置要領

(設置)

第1条 新公会計制度によるバランスシートをはじめとした財務4表の公開に向けた取り組みとして、各部局が管理する固定資産等のデータを財務4表へ反映するための資産台帳の整備に関する事務を効率的、合理的に処理するとともに、公会計改革の取り組みを推進することを目的として、庁内から選抜した職員により、公会計改革タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を設置する。

(業務)

第2条 タスクフォースの業務は、次のとおりとする。

- (1) 各部局が管理する全ての固定資産等を洗い出し、新公会計制度の基準に基づく価額算定を行うとともに、現在価額（開始時簿価）を記載した資産台帳を整備し、財務4表の基礎データとなる開始バランスシートを作成する。
- (2) 財務書類作成要領等の作成やその他の公会計改革にかかわる取り組みについて、公会計改革研究プロジェクトと連携し推進する。

(設置期間)

第3条 平成20年7月1日から平成20年9月30日までとする。

(組織)

第4条 タスクフォースは、公会計改革研究プロジェクトのメンバーを中心に庁内から選抜した3名の職員をもって組織し、財政部経営改革推進室に置き、経営改革推進室長の命を受け、業務を推進する。ただし、執務は財政課にて行う。

(協力体制)

第5条 各部局は、タスクフォースからの作業への協力要請に対しては、全面的に協力するものとする。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

固定資産台帳の整備には、要領第5条の規定にあるように各部局の協力体制が前提となる。併せて、短期集中での作業が効率的である。

実際の作業では、下水道・道路・公園・学校施設などの資産について、過去の事業費を洗い出すことに苦勞した。

限られた期間と人員での作業であったが、固定資産台帳の整備がおおむね完成した。

(2) 主な作業について

日時	件名	内容
7/1	コンサルタントの導入について	平成19年度決算についてコンサルタントの導入を検討した。 (補正予算：500万円を要求)
7/2	財産管理台帳の確認作業	財産管理課保管の財産管理台帳を確認し、公会計で整備を予定している固定資産台帳について検討した
	タスクフォースの作業について	公会計改革タスクフォース作業工程表を作成。 7月10日の説明会について協議した。
7/3	固定資産税データと財産管理台帳データの確認	固定資産税の電子データ(土地分)及び財産管理台帳データをアクセス(データベースソフト)によりリンクし、公会計用の固定資産台帳の作成が可能であるか検証した。 資産税課と協議
7/4	供用前道路用地(建設仮)勘定について	市街地整備課と協議
	下水道について	下水道課と協議
	アクセスについて	情報政策課と協議
	公会計システム研修会	タスクフォースメンバー3名参加
7/7	要領、手引きの作成完成	「習志野市財務書類の作成基準要綱」

		「金融資産・負債台帳の手引き」 「非金融資産台帳の手引き」
7/10	固定資産台帳整備に向けた説明会	会議次第 1. 副市長挨拶 2. 経営改革推進室長挨拶 3. 公会計に関する習志野市の取組について 4. 公会計制度の整備に向けて（固定資産台帳の整備の必要性） 5. 調査表の記載方法について
7/11	学校関係の施設について	教育委員会施設課と協議
	土地及び建設仮勘定について	市街地整備課と協議
7/14	公園について	公園緑地課と協議
	下水道について	下水道課と協議
	19年度財務書類4表の作成について	タスクフォースメンバー及び経営改革推進室長と協議し試行での作成を確認
	資料提供の依頼	会計課に「歳出データ」「歳入データ」「歳入歳出外データ」「調定データ」を文書にて依頼 財産管理課に個人情報を除く「財産管理台帳」のデータを文書にて依頼
7/15	道路・橋梁・駐輪場等について	道路交通課と協議
	退職給付金等について	人事課と協議
	資料提供の依頼	教育委員会施設課に「施設台帳システム」のデータを文書にて依頼 公園緑地課に「公園関係」データを文書にて依頼 企業局経理課に「平成19年度決算関係

		資料一式」を文書にて依頼
7/16	未収金について	下水道課と協議
7/17	橋梁、人工地盤について	道路交通課と協議
	地下水浄化装置現地視察	環境保全センター職員同行
	駐輪場現地視察	4か所視察
7/19	19年度執行データの検証	情報政策課と協議
	津田沼浄化センター現地視察	津田沼浄化センター・下水道課と協議
	美術品の取扱いについて	秘書課と協議
	親水護岸の現地視察	現状確認
7/22	単体財務書類について	企業局経理課と協議
	芝園清掃工場現地視察	クリーンセンターと協議
7/23	資料提供の依頼	会計課に「平成19年度歳入簿」「平成19年度歳出簿」のデータを文書にて依頼
	セミナーの参加	自治体新地方公会計制度対策セミナーに参加
7/24	資金について	会計課と協議
7/25	ソフトウェア・リース資産について	契約課・情報政策課と協議
	絵画等の評価額について	社会教育課と協議
7/28	資料提供の依頼	契約課に「平成19年度長期継続契約の一覧リスト」「平成20年度長期継続契約の一覧リスト」のデータを文書にて依頼
7/29	その他の債権、貸付金について	担当課と協議
7/30	単体財務書類について	企業局経理課と協議
7/31	出資金等の評価額調査について	有価証券・出資金・出損金の所管課に対して出資先等に対する調査依頼を実施した。(照会文書・回答書のひな型を

		添付)
7/31	前受収益の取扱いについて (自転車等登録手数料)	道路交通課と協議
8/4	単体財務書類について	企業局経理課と協議
8/5	公会計制度実務研修会	参加者 52 名 (人事課主催)
8/6	公会計制度実務研修会	参加者 56 名 (人事課主催)
8/7	コンサルタント導入について	A システム会社・B コンサルタント会社・情報政策課と協議
8/8	説明会の実施 (全庁対象)	リース資産及びソフトウェア等の取扱いについて
8/11	説明会の実施 (全庁対象)	棚卸資産・貸倒引当金・前受金・前受収益の取扱いについて
	長期継続契約に係る未払費用の調査について	各所属宛に文書にて依頼
8/13	保管金等の調査について	各所属宛に文書にて依頼
8/14	資料提供の依頼	財政課に「債務負担行為」「継続費」「損失補償」「基金」「地方債」「繰延資産」の内容を文書にて依頼
8/15	資料提供の依頼	契約課に電話加入権の状況を文書にて依頼
		広報課・都市計画課・社会教育課に文書宛にて依頼
		契約課に長期継続契約(平成 18 年度分)の内容を文書にて依頼
		(財) 習志野文化ホールに美術品等の備品台帳の写しを文書にて依頼
		クリーンセンター施設課に地方債証券(千葉県工業用水局)の内容を文書にて依頼
8/19	資料提供の依頼	各所属宛に長期継続契約に係る未払費

		用の再調査を文書にて依頼
8/21	「地方公会計改革と公会計」 セミナーの参加	タスクフォースメンバー1名参加
8/25	コンサルタント導入について	Aシステム会社と協議
9/1	資料提供の依頼	市外に所有する土地について、他自治 体宛に固定資産税評価額を文書にて依 頼

3ヵ月間の作業内容は上記のとおりで、最初の2か月は各担当課との協議や説明会などが中心であった。各種の調査は随時、文書で依頼した。当市は開始バランスシートの作成が目的であったため、固定資産以外の金融資産の調査も行ったため、とりまとめには労力を要した。特に3ヵ月目は膨大な調査表を整理し、固定資産台帳などを完成させるため時間外や休日勤務を行った。

このような短期間での作業にあたっては、タスクフォースのメンバーだけではなし得ることはできず、全庁一丸となった協力体制が不可欠である。

固定資産台帳の流れ（参考）

- | | | |
|---|-----------|-------|
| ① | 計画、準備 | 7月～8月 |
| ② | 様式の作成 | 7月 |
| ③ | 資産の棚卸 | 7月～9月 |
| ④ | データ作成 | 8月～9月 |
| ⑤ | データ統合 | 9月 |
| ⑥ | 開始時簿価の算定 | 9月 |
| ⑦ | 固定資産台帳の完成 | 9月 |

(3) 固定資産台帳整備説明会（平成 20 年 7 月 10 日）の副市長のあいさつ

皆さん。おはようございます。副市長です。

本日は、日々の業務が忙しい中、固定資産台帳の整備に向けた説明会にお集まりいただきありがとうございます。

私が、事務レベルの説明会にお邪魔するのは稀なことです。それほど、今回の公会計改革の中で、今回の固定資産台帳の整備は重要であると考えております。

公会計制度改革の必要性については、7月2日の部課長会議で経営改革推進室長より説明しましたので、皆様方も上司から聞いていると思います。

この後、再度、室長より簡単に説明をいたしますが、今回の改革は全国的に、どの市町村も苦慮しているところです。

その主な理由として、①膨大な作業量、②庁内関係課の連携不足、③資産評価実務が不明確などの理由が挙げられています。

習志野市では、昨年より、こういった問題を想定し、プロジェクトで検討を重ねた結果、極力担当課の負担がないように作業を進めるため、資産評価等の手引きを作成するとともに、今年の7月1日にはタスクフォースを結成いたしました。

皆様方には、タスクフォース職員との協力体制により作業を進めていただきたいと思っております。

何分、通常の作業にプラスとなる作業であり、皆様方の負担になることは十分承知しておりますが、公会計改革の重要性を認識していただき、作業を進めていただきたいと思います。

「早わかり公会計の手引き」（第一法規株式会社）

千葉県習志野市（公会計改革プロジェクトの組織づくり）より一部引用

P4069-P4100

(開始時資産の評価について)

ガス事業会計及び水道事業会計は法適用企業により、発生主義会計に基づく貸借対照表の数字を基本とした。それ以外の会計については下記の基準により開始時資産を評価した。

事業用資産

1. 土地・・・原則として固定資産税評価額を採用

2. 建物・・・再調達価額により評価

・取得価額判明

再調達価額 = 建築額 × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

・取得価額が不明の場合

① (社) 全国市有物件災害共済会の保険申込時における建築価額を取得価額とみなし、上記判明分と同様に算定した。

② ①により判明しなかった場合は以下の式により算定した。

再調達価額 = 対象建物の延床面積 × 建物構造別・用途別単価

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

3. 工作物

A. 耐震性井戸付貯水槽

再調達価額 = 取得価額 (事業費) × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

(デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「水資源機構」を利用)

B. プール

再調達価額 = 取得価額 (事業費) × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

(デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「非住宅 その他」を利用)

・取得価額が不明である場合の再調達価額は、事業費が判明しているものの再調達価額から主要構造に応じて、水面面積1㎡あたりの単価を算出。

主要構造：鋼板 うち事業費が判明しているプール 5箇所

$429,164,648円 \div 2,070㎡ = 207,326円/㎡$

主要構造：鉄筋コンクリート うち事業費が判明しているプール 6箇所

$62,832,828円 \div 700㎡ = 89,761円/㎡$

これに、各プールの水面面積を乗じて算出した。

C. スポーツ施設

再調達価額 = 取得価額 (事業費) × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

(デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「公園」を利用)

・取得価額には、付属設備も含めた。

・取得価額が不明のものうち、秋津多目的広場(少年野球場)については、類似施設(実羽本郷公園多目的広場の野球場)の事業費より、取得価額を算出。

平成9年度実羽本郷公園多目的広場：野球場(防球ネット、芝生)

事業費59,661,000円 ÷ デフレータ102.2 × 85.7 = 50,028,842円

4. 機械器具

学校にあるポンプ設備、照明灯の一部については、それぞれ取得価額が建物、工作物【スポーツ施設】に含まれているため、機械器具としての算定はしなかった。

取得価額が不明のものうち、照明灯については同性能の資産の取得価額をもって再調達価額とした。

プラネタリウムについては、保険による再調達価額を利用した。

5. 物品

物品については、取得価格または見積価格が50万円以上の重要物品を計上した。

A. 物品

開始時簿価 = 取得価額 - 減価償却累計額

取得価額が不明である場合の開始時簿価は、同性能の当該資産の市場価額をもって再調達価額とし、下記の式により算定した。

再調達価額 = 同性能の当該資産の市場価額

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

B. 美術品

美術品については購入金額が判明した分は購入価額を取得価額とした。

寄贈等により取得価額が不明の場合は、保険価額を取得価額とした。

その他不明分については、美術年鑑等により評価をした。

開始時簿価 = 取得価額

(美術品については時の経過により資産価値が減少しないため減価償却を要しない)

C. 車両運搬具

車両運搬具は、市の重要な資産との認識から、開始時簿価が50万円未満であっても、全て計上することとした。

使用に要されている間は耐用年数経過後も1円の備忘価額とした。

開始時簿価 = 取得価額 - 減価償却累計額

- 取得価額が不明である場合の開始時簿価は、同性能の当該資産の市場価額をもって再調達価額とし、下記の式により算定した。
再調達価額 = 同性能の当該資産の市場価額
開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

インフラ資産

1. 公共用財産用地

インフラ資産のうち、道路、水路、河川、港湾等、土地とその上部構造の工作物等が不可分一体(当該工作物等が移動不可能または移動しないと想定されるケース等)とみられる場合、かかる土地の取得価額が不明な場合がほとんどであり、事業用資産と同様に固定資産税評価額を再調達価額として開始時簿価とした。

但し、道路(土地)については平成19年度路線単価に道路台帳で把握している面積を乗じて算出した。

平均単価

$$\text{平成19年の路線単価の合計} \div \text{路線本数} = \text{平成19年路線単価の平均}$$

$$404,528,705\text{円} \div 4,403 = 91,900\text{円 (百円単位四捨五入)}$$

○平成23年度決算にて変更

道路用地についても、全て登記済の土地を固定資産税評価額により算定した。

2. 公共用財産施設(建物)

$$\text{再調達価額} = \text{建築額} \times \text{デフレータ}$$

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却累計額}$$

- 原則として、デフレータは(社)全国市有物件災害共済会のデフレータ 建物構造別・用途別デフレータを利用した。
- 取得価額が不明の場合
 - (社)全国市有物件災害共済会の保険申込時における建築価額を取得価額とみなし、上記判明分と同様に算定した。
 - ①により判明しなかった場合は以下の式により算定した。
再調達価額 = 対象建物の延床面積 × 建物構造別・用途別単価
開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額
- 建物に付された火災保険の建物構造別・用途別の単価は建物構造別・用途別の単価表を利用。

3. 公共用財産施設(工作物)

A. 防火水槽

$$\text{再調達価額} = \text{取得価額(事業費)} \times \text{デフレータ}$$

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却累計額}$$

(デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「水資源機構」を利用)

- 供用開始年月日が不明のものは、昭和33年以前に供用を開始したものとして算定。
- 取得価額が不明である場合の再調達価額は、事業費が判明しているものの再調達価額から容量1㎡当たりの単価を算出。
事業費が判明している防火水槽 37箇所
 $165,431,285\text{円} \div 1,660\text{㎡} = 99,657\text{円/㎡}$
これに、各防火水槽の容量を乗じて算出した。

B. 道路

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却累計額}$$

<再調達価額>

- 幹線1級・2級・一般市道ごとに実延長をもとに実面積を算出した。
- 幹線1級及び2級の道路についてはモデル道路築造費(W=11.0m L=1.0m 両サイド側溝設置・道路照明灯含む)により1㎡当たりの単価(千円単位四捨五入)を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。
- 一般市道については、舗装工事費をもとに1㎡当たりの単価(百円単位四捨五入)を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

【道路—標準単価1㎡当たり】

道路種類	単価
幹線1級	26,000円
幹線2級	26,000円
一般市道	7,300円

- 道路台帳が管理されていない昭和61年度以前の道路は把握することが困難なので、使用開始年度は48年前(耐用年数)の昭和31年(1956年)と昭和62年(1987年)の中間をとり、昭和47年(1972年)とみなした。
- 道路については個別に把握は困難なので1年度1資産とした。
- 認定外道路は、供用開始日がないために、昭和61年度以前部分に含めた。
- 昭和62年度以降は台帳から算出した。
- 赤道は算出しなかった。

C. 公園

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却累計額}$$

<再調達価額>

- 事業費が判明した公園については、事業費をもって再調達価額とした。
- 事業費が不明の公園については事業費が判明した公園の種類ごとの事業費を現況地積で割り返し、1㎡当たりの単価(百円単位四捨五入)を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

【公園—標準単価】

公園種類	単価
①地区公園	12,100円
②近隣公園	11,000円
③街区公園	9,900円
④都市緑地・都市緑道	1,200円
⑤その他(※1)	個別に判断

※1 谷津干潟公園は事業費
 谷津干潟公園は都市緑地の単価を適用
 秋津公園は事業費
 香澄公園は事業費
 海浜公園は地区公園の単価を適用
 鷺沼台2丁目暫定広場は街区公園の単価を適用

・地区公園標準単価について

実羽本郷公園 事業費 501,392,100円÷41,328.74㎡≒12,100円/㎡

・近隣公園標準単価について

袖ヶ浦西近隣公園	事業費	203,970,650円	現況地積	22,225.00㎡
袖ヶ浦東近隣公園	事業費	223,797,730円	現況地積	22,073.27㎡
屋敷近隣公園	事業費	291,682,610円	現況地積	20,444.49㎡
	計	719,450,990円	計	64,742.76㎡

719,450,990円÷64,742.76㎡≒11,100円/㎡

・街区公園標準単価について

東習志野ふれあい広場	事業費	90,125,837円	現況地積	8,998.87㎡
屋敷ふれあい公園	事業費	62,118,000円	現況地積	6,309.47㎡

計 152,243,837円 現況地積 15,308.34㎡
 152,243,837円÷15,308.34㎡≒9,900円/㎡

・緑地等標準単価について

谷津5丁目公園 事業費 4,831,730円÷ 現況地積 4,020.88㎡≒1,200円/㎡

D. 下水道管きよ

下水道管きよについては市施工分と移管分にかけて開始時簿価を算定した。

①市施行分

再調達価額 = 取得価額(事業費) × デフレーター
 開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額
 市施行分については昭和41年度以降の事業費の積み上げにより算定した。

②移管分

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額
 移管分については事業費が不明なので、管の工法・種別・口径ごとに1㎡の単価を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

		(万円)												
開削管径		φ100	φ150	φ200	φ250	φ300	φ350	φ400	φ450	φ500	φ600	φ700	φ800	φ900
平成9年度														
1m当り単価		9.439	9.621	9.864	10.169	10.535	10.963	11.452	12.003	12.615	14.024	15.679	17.58	19.727
補正率		1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011
1m当り採用単価		9.543	9.727	9.973	10.281	10.651	11.084	11.578	12.135	12.754	14.178	15.851	17.773	19.944

		(万円)												
管径		φ1000	φ1100	φ1200	φ1300	φ1350	φ1500	φ1600	φ1650	φ1800	φ2000	φ2100	φ2200	φ2400
平成9年度														
1m当り単価		22.12	24.759	27.644	30.775	32.433	37.775	41.644	43.671	50.12	59.58	64.679	70.024	81.452
補正率		1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011
1m当り採用単価		22.363	25.031	27.948	31.114	32.790	38.191	42.102	44.151	50.671	60.235	65.390	70.794	82.348

		(万円)								
小口径推進管径		φ200	φ250	φ300	φ350	φ400	φ450	φ500	φ600	φ700
平成9年度										
1m当り単価		27.096	28.003	29.117	30.44	31.97	33.709	35.655	40.172	45.521
補正率		1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011
1m当り採用単価		27.394	28.311	29.437	30.775	32.322	34.080	36.047	40.614	46.022

		(万円)												
推進管径		φ800	φ900	φ1000	φ1100	φ1200	φ1350	φ1500	φ1600	φ1650	φ1800	φ2000	φ2200	φ2400
平成9年度														
1m当り単価		53.58	54.041	54.99	56.427	58.352	62.155	67.055	70.932	73.054	80.15	91.32	104.442	119.516
補正率		1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011
1m当り採用単価		54.169	54.635	55.595	57.048	58.994	62.839	67.793	71.712	73.858	81.032	92.325	105.591	120.831

E. 橋梁

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

<再調達価額>

- ① 橋梁ごとに実延長をもとに実面積を算出した。
- ② 橋梁を跨線橋と一般橋梁に分類し、モデル事業築造費により1㎡当たりの単価(百円単位四捨五入)を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

【橋梁—標準単価1㎡当たり】

橋梁種類	単価
跨線橋	560,900円
一般橋梁	356,800円

- ・道路台帳が管理されていない昭和61年度以前の全ての橋梁を把握することは困難なので、供用開始が不明の場合は使用開始年度を60年前(耐用年数)の昭和19年(1944年)と昭和62年(1987年)の中間をとり、昭和42年(1967年)とみなした。
- ・橋梁については個別に特定できるので個別に管理することとする。

F. 人工地盤

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

<再調達価額>

- ① 人工地盤は、道路の一部を構成しているが、一般の道路とは構造が異なるため、別途価額を算定した。
- ② 該当3箇所について、次のとおり算定した。
 - ・ペDESTリアンデッキ南口・・・事業費にデフレータ(道路橋梁)を使い再調達価額を算定。
 - ・ペDESTリアンデッキ北口・・・事業費が不明なので南口事業費1㎡当たりの再調達価額をもとに算定。
 - ・津田沼駅構内跨人道橋・・・事業費にデフレータ(道路橋梁)を使い再調達価額を算定。
- ③ 耐用年数は橋梁と同じ60年とした。

G. 水門・護岸

港湾は3件確認できたが、事業費を特定することが困難であったので備忘価額1円とし、今後の検討課題とする。

4. 公共用財産施設(機械器具)

機械器具については、財産上の観点から取得価額をもって価額算定の基礎としたが、建物等と一体となって機能を果たしているものについては、建物に準じて償却資産として価額算定をした。

<対象施設>

- ・ポンプ室、地下水浄化施設、水質測定機、ポンプ場、芝園清掃工場、リサイクルプラザ、茜浜衛生処理場、消防指令装置、津田沼浄化センター

○ポンプ室、地下水浄化施設、水質測定機の開始時簿価は、下記の式により算定。

開始時簿価 = 取得価額 - 減価償却累計額

- ・公園にあるポンプ室については、取得価額が工作物【公園】に含まれているため、機械器具としての算定はしなかった。
- ・取得価額が不明の2件については、再調査することとし、開始時簿価は1円とした。

○ポンプ場、芝園清掃工場、リサイクルプラザ、茜浜衛生処理場、消防指令装置、津田沼浄化センターの開始時簿価は、下記の式により算定。

再調達価額 = 取得価額(事業費) × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

- ・清掃工場、リサイクルプラザなどは一連の工程でその機能を果たしていることから、一体とみなして算定した。
- ・取得価額が不明のものうち、ポンプ場については費用関数にて取得価額を算定した。

5. 公共用財産施設(物品)

物品については、事業用と同様に「物品」「車両運搬具」の区分に分類し、車両運搬具は、市の重要な資産との認識から、開始時簿価が50万円未満であっても、全て計上することとした。

使用に要されている間は耐用年数経過後も1円の備忘価額とした。

開始時簿価 = 取得価額 - 減価償却累計額

- ・取得価額が不明である場合の開始時簿価は、同性能の当該資産の市場価額をもって再調達価額とし、下記の式により算定した。

再調達価額 = 同性能の当該資産の市場価額

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額